

3-8-1表

市 町 村 税 の 税 率 概 要

税 区 分		税 率	年度別団体数 (25年度→26年度)	参 考		
市 町 村 民 税	個 人	均等割	標 準	54 → 54	・ 3,500円 (26年度から500円増)	
		所得割	標 準	54 → 54		
	法	均等割	標 準	51 → 51	・ 超過課税のうち、制限税率を採用している団体は2市(銚子、野田)一部の区分について制限税率を採用している団体(習志野)	
			超過課税	3 → 3		
			不均一	0 → 0		
	人	税割	標 準 (12.3%)	30 → 30	・ 制限税率(14.7%)を採用している団体は5市(銚子、野田、茂原、流山、鎌ヶ谷) ・ 不均一は19団体(千葉、市川、船橋、館山、木更津、松戸、成田、旭、習志野、柏、市原、八千代、我孫子、君津、富津、浦安、袖ヶ浦、富里、匝瑳)	
			制 限 (14.7%)	5 → 5		
			不均一	19 → 19		
	固定資産税		標 準 (1.4%)	54 → 54		
	20→20	免除 または 不均一	0.7%	10 → 10	・ 国際観光ホテル整備法に基づくもの	
1.0%			3 → 3			
1.05%			1 → 1			
1.2%			1 → 1			
20→20		20→20	0.7%	2 → 2	・ 多極分散型国土形成促進法に基づくもの	
			0.93%	1 → 1		・ 都市再開発法に基づくもの
		20→20	20→20	1.05%	2 → 2	・ 半島振興法に基づくもの
				初年度 0.14%	8 → 8	
				2年度 0.35%		
				3年度 0.70%		
20→20	20→20	初年度 0.14%	3 → 4	・ 過疎地域自立促進特別措置法に基づくもの		
		2年度 0.35%				
		3年度 0.70%				
20→20	20→20	免除(3年間)	1 → 1			
		免除(5年間)	1 → 1			
20→20	20→20	0.46%	1 → 1	・ 公衆浴場法、物価統制令に基づくもの		
軽自動車税		標 準	54 → 54			
鉱産税		標 準 (1.0%)	39 → 39			
入湯税		標 準 (150円)	29 → 29			
入湯税		宿 泊 (150円)	8 → 8	・ 8団体(船橋、館山、木更津、市原、南房総、長生、長柄、大多喜)		
入湯税		日 帰 り (50円、70円又は100円)				
都市計画税		制 限 (0.3%)	17 → 17	・ 勝浦及び富津は条例を有するが附則で課税しないこととしているので含めていない。		
30→30	30→30	0.05%	1 → 1	・ 市で税目を設定していないのは7団体(鴨川、浦安、南房総、匝瑳、山武、いすみ、大網白里)		
		0.20%	9 → 9			
		0.23%	1 → 1			
		0.25%	2 → 2			
(不均一)	(不均一)	0.15%	4 → 4	・ 国際観光ホテル整備法に基づくもの(千葉、館山、柏、市原)		
		0.10%	1 → 1	・ 公衆浴場法、物価統制令に基づくもの(柏)		
		0.22%	1 → 1	・ 都市再開発法に基づくもの(柏)		